3. Either Party may terminate this Treaty at any time by notice in writing to the other Party through diplomatic channels. Termination shall take effect on the one hundred and eightieth day after the date on which the notice is given.

4. This Treaty shall continue to apply to the enforcement of sentences of sentenced persons who have been transferred in conformity with the provisions of this Treaty prior to the date of termination.

IN WITNESS WHEREOF, the undersigned, being duly authorised by their respective Governments, have signed this Treaty.

Done at Tokyo, in duplicate, in the Japanese, Portuguese and English languages, all texts being equally authentic, this twenty-fourth day of January, 2014. In case of any divergence of interpretation, the English text shall prevail.

For Japan:

岸田文雄

For the Federative Republic of Brazil:

ANDRÉ ARANHA CORRÊA DO LAGO

省　令

○国土交通省令第一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十一条（同法第九十九条において準用する場合を含む。）並びに第七十五条の二第一項及び第七項の規定に基づき、道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年一月二十日

国土交通大臣　石井　啓一

道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令

（道路運送車両の保安基準の一部改正）

第一条　道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）の一部を次のように改正する。

第十七条の二第三項中「二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、」を削る。

第二条第五号の九中「二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、」を削り、「被牽引自動車」を「被牽引自動車」に改め、同条第五号の十中「二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、」を削る。

第五条第一項の表中

第百号第二改訂版

を

第百号第二改訂版 第百三十六号

に、「第百三十五号」を「第百三十五号改訂版」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正前の装置型式指定規則第五条第一項の表第六号の三下欄に掲げる車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）に附属する規則に基づき行われた認定は、この省令による改正後の装置型式指定規則第五条第一項の表第六号の三下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行われた認定とみなす。

○国土交通省令第二号

道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十四号）の一部の施行に伴い、並びに道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七条第三項第三号及び第七十一条の二第一項の規定に基づき、道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年一月二十日

国土交通大臣　石井　啓一

道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の三各号を次のように改める。

一　人の運送の用に供する自動車のうち、次に掲げるもの以外のもの

イ　乗車定員十一人以上の普通自動車及び小型自動車

ロ　専ら幼児の運送を目的とする普通自動車及び小型自動車

ハ　三輪の小型自動車

ニ　広告宣伝用自動車その他特種の用途に供する普通自動車及び小型自動車

ホ　大型特殊自動車

二　貨物の運送の用に供する小型自動車のうち、最大積載量が一トン以下であり、かつ、当該小型自動車に係る登録識別情報等通知書（登録識別情報その他の自動車登録ファイルに記録されている事項を記載した書面をいう。以下同じ。）の車体の形状の欄に「バン」又は「三輪バン」と記載されているもの

第七条中「第五項」を「第六項」に改める。

第八条第三項中「第十一条第四項ただし書」を「第十一条第五項ただし書」に改める。

第三十六条第三項中「（登録識別情報その他の自動車登録ファイルに記録されている事項を記載した書面をいう。以下同じ。）」を削る。

第四十三条の二第八号中「自家用」を「人の運送の用に供する自動車であつて乗車定員十一人以上のものにあつては、自家用」に改める。

第六十六条の二第二項中「第十一条第三項若しくは第五項」を「第十一条第四項若しくは第六項」に改める。

附　則

この省令は、道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年二月一日）から施行する。